

地域保健福祉委員会 送付 30-18

東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全(盛り場総合対策)
を求める陳情

受付年月日 平成30年11月30日

陳 情 者

陳情書

平成 30 年 11 月 30 日

千代田区議会 議長様

【提出者】

住 所 :

団体名 :

氏 名 :

東京都外神田 3 丁目と 1 丁目周辺についての治安維持と環境保全 (盛り場総合対策) を求める陳情

【陳情の趣旨及び理由】

角の小道の自販機前がタバコの吸殻でいっぱいになる、ローソン前及びベルサールの敷地内に許可なく勝手に入り居座り、アイドルがローソン前やベルサール前で無許可で客引き行為をして路面店の営業妨害を行い、近隣住民や一般人の通行を妨げ迷惑になっている為。

・道路使用許可を取得していると、1店舗あたりに1名しかスタッフを出すことができないが、道路使用許可もなくポップを持っている人たちは7-8名も出しているのに警察は何も処罰を与えることができない現状についてどう考えているか?

これらを考えると道路使用許可の意味はなく、ポップを持たせておけば何人でも外に出すことができってしまう。巡回の警察官も道路使用許可を確認するが、ポップの人たちを調べることもしない。

これらを他の店舗が真似をすると道路に100-200人立つことになり、近隣の一般店舗の迷惑であり、周辺に住む住民の不安を煽り治安が悪くなっている。

この付近は住居もあり、小学校幼稚園の通路になっている。これ以上治安が悪化し上野や過去の西川口のような風俗街にはならないと考えている。

▽請願事項(対応策)

- 1 アイドルグループの道路撮影や無断道路待機やアイドル事務所への道路使用許可のない無許可でのビラ配りや、客引き行為を禁止し行政指導をすること。及び街頭放送をして注意勧告を行うこと。
- 2 東京都外神田 3-1 周辺において重点的に万世橋警察署のパトロール・職務質問・取り締まりの強化をすること。
- 3 所轄警察署長に道路使用許可申請をせずに無許可での客引き行為の取り締まりを強化すること。

- 4 道路使用許可に以下を追加すれば、治安は大きく回復すると考えられる。
 - ・ポップを持って立つのも一人としてカウントし道路使用許可を必要とする。
 - ・路上で営業活動に関することをする場合も道路使用許可を必要とする。
 - ・路面店の営業中の商業店舗前では行ってはならない。
- 5 千代田区生活環境条例に基づき、路上喫煙対策班の路上喫煙のパトロール(過料の適用、注意・指導)の徹底と路上放置物対策班の路上障害物パトロール(注意・警告、撤去、罰則の適用)の徹底と放置自転車対策班の放置自転車パトロール(警告札の貼付、撤去・返還)の徹底をすること。及び客引き行為の取締りの強化と街頭放送をして注意勧告を行うこと。
- 6 路上放置物対策班の路上障害物パトロール(注意・警告、撤去、罰則の適用)の徹底。
- 7 放置自転車対策班の放置自転車パトロール(警告札の貼付、撤去・返還)の徹底をすること。
- 8 各交差点や盛り場総合対策重要地点の道路に、常駐パトロールチームを配備し、関係機関と連携し通報や対応をすること。

上記の対応策を講じれば、改善に向かうものと思われる。

以上の通り陳情いたします。